技能実習適正化支援センター
Technical Intern Training Support Center

TITSC NEWSLETTER 2024 年 11 月号 E-mail: info@titsc.org

技能実習適正化支援センターの渡邉です。令和 6 年 11 月 1 日付け改正技能実習制度運用要領により、やむを得ない事情がある場合の転籍の運用が改善されました（241101ーリーフレット.pdf）。

新要領では、パワハラやセクハラを受けた本人だけではなく、職場の同僚の技能実習生も対象となります。転籍手続き中の生活に困らないよう、週 28 時間以内もアルバイトが認められることになっています。また、転籍しようとしても新たな勤務先が見つからず、在留資格「特定技能」での就労を望む際の特例も定められました。「特定技能」への移行は試験に合格する必要があるため、つなぎとして就労可能な在留資格「特定活動」を付与することも定められました。

«運用改善の内容»

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄について、技能実習制度運用要領に明記しました。

- 暴行や各種ハラスメント等の人権侵害行為を受けている場合
- 重大悪質な法令違反があった場合
- 重大悪質な契約違反があった場合

※雇用契約等の条件又は待遇と実態に、社会通念上、技能実習を継続し難いと認められる相違があり、技能実習生が実習実施者に是正を申し入れたが、是正されない場合⇒「外国人技能実習機構において技能実習計画の認定審査に際し、適切に判断」されるとしています。

2 手続きを明確化・柔軟化しました。

- 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第 1-44 号）

→「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第 1-45 号）

- 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやすくなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

«監理団体・実習実施者の皆さまへのお願い»

3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

□申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する

□直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う

□技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する

□転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

□申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する

□直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

４　入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行う必要があります。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和６年 11 月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

□「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識

□技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法

□「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

«在留管理制度上の措置の改善»

５　転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置が改善しました。

・　転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週 28 時間以内に限り、一般的な就労を認める

・　転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与

～～～